

進歩性の判断に関する裁判例 「斜板式コンプレッサ」事件

H27. 11. 10 判決 知財高裁 平成 27 年（行ケ）第 10037 号

審決取消請求事件：請求棄却（特許維持審決維持）

概要

公開特許公報（引用文献）の図面は、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれておらず、当該図面から、引用発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきではないとして、相違点に係る構成は引用文献に記載されていないとされた事例。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】（本件発明 1）

回転軸を中心に回転する斜板と、該斜板の回転に伴って進退動するとともに半球凹状の摺動面の形成されたピストンと、上記斜板に摺接する平坦状の端面部および上記ピストンの摺動面に摺接する球面部の形成されたシューとを備えた斜板式コンプレッサにおいて、

上記シューにおける上記球面部と端面部との間に筒状部を形成するとともに、該筒状部と端面部との境界部分に該筒状部よりも半径方向外方に突出して斜板に摺接するフランジ部を形成し、

上記フランジ部は上記ピストンの半球凹状の摺動面を含む仮想球面の内部に位置し、筒状部の径を上記ピストンにおける摺動面の開口部の径よりも小径としたことを特徴とする斜板式コンプレッサ。

【主な争点】

取消事由 1（引用発明の認定の誤り）

【審決】

本件発明 1 と甲 1 発明との相違点について

(ア) 「筒状部」について

甲 1 の図 2 には、シュー 10 の半球状凸曲面 10 d が、その頂部から下方に向けて滑らかに湾曲する曲線と、その下端（フランジ部 10 b 近傍）において、図中概ね上下方向の線分とで示されている。

この図示内容に関して、甲 1 には、「シュー 10 は、図 2 に詳細に示す」（【0017】）として、「ピストン 6 のピストン連結部 6 a の内側面に形成されている半球凹状の摺接面 6 b に摺接する半球状凸曲面 10 d と、平坦面 10 a を含む略半球状凸曲面 10 d よりも外側へ延びているフランジ部 10 b とを有している。」（同）との記載がある。この記載によれば、「半球状凸曲面 10 d」は半球凹状の摺接面 6 b に摺接し、フランジ部 10 b は「略半球状凸曲面 10 d」より外側へ延びていることになる。また、甲 1 には、他に、「略半球状凸曲面 10 d」との文言を用いた記載はない。

そうすると、甲 1 の図 2 に示された「図中概ね上

下方向の線分」は、「略半球状凸曲面 10 d」であって、半球状凸曲面 10 d の一部を示したものと解される。

したがって、甲 1 には、本件発明 1 の「筒状部」が記載されているとはいえない。

しかし、甲 1 の図 2 には、半球状凸曲面 10 d の下端（フランジ部 10 b 近傍）が「図中概ね上下方向の線分」として示されているから、「略半球状凸曲面 10 d」の態様として、当該下端の形状を筒形状とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

したがって、甲 1 発明において、甲 1 に記載された事項及び図示内容を参酌して、相違点に係る本件発明 1 の「『上記シューにおける上記球面部と端面部との間に筒状部を形成するとともに、該筒状部と端面部との境界部分に該筒状部よりも』半径方向外方に突出するフランジ部を形成」することは、当業者が容易になし得たことである。

(イ) 「上記フランジ部は上記ピストンの半球凹状の摺動面を含む仮想球面の内部に位置し」ていることについて

・・・(略)・・・したがって、甲 1 発明の「フランジ部 10 b」において、甲 1 に記載された事項及び図示内容並びに甲 6 に記載された事項を参酌して、「上記フランジ部は上記ピストンの半球凹状の摺動面を含む仮想球面の内部に位置し」ているようにすることは、当業者が容易に想到し得たということとはできない。

(ウ) 「筒状部の径を上記ピストンにおける摺動面の開口部の径よりも小径」とすることについて

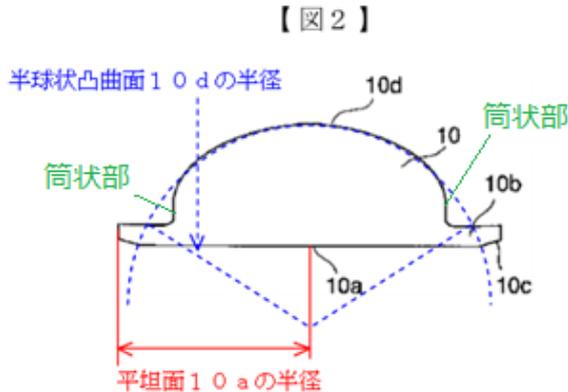
・・・(略)・・・したがって、甲 1 発明において、甲 1 に記載された事項及び図示内容並びに甲 6 に記載された事項を参酌して、「筒状部の径を上記ピストンにおける摺動面の開口部の径よりも小径」とすることは、当業者が容易に想到し得たということとはできない。

【裁判所の判断】（筆者にて適宜抜粋、下線。）

『ア「筒状部」について

(ア) 原告は、甲 1 の図 2 に示されたシュー 1

0の半球状凸曲面10dには、下図に示すように半球からずれる箇所が明確に存在するから、甲1に記載されたシュー10に筒状部が存在することは明らかであると主張する。



しかし、甲1には、筒状部についての記載は存在しないし、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果（前記（1）イ（ア））から見ても、シュー10に筒状部の存在が想定されていると認めることはできない。

そもそも、甲1は公開特許公報であるから、甲1に掲載された図は、いずれも特許出願の願書に添付された図面に描かれたものであるところ、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。

そして、甲1発明は、前記（1）イ（ア）で述べたとおり、従来技術の課題を解決するために、平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びるフランジ部10bをシュー10に設けたものであり、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくも大きくも設定できるものであるから、シュー10の詳細を示す側面図（甲1、【図面の簡単な説明】）である甲1の図2によって、フランジ部10bが平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びることや、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくしたり大きくしたりできることは理解できるとしても、シュー10に筒状部が存在するか否かといった、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。

したがって、甲1の図2に示されたシュー10の半球状凸曲面10dには半球からずれる箇所（すなわち、筒状部）が明確に存在するとの原告の主張は、根拠がない。』

『イ「上記フランジ部は上記ピストンの半球凹状の

摺動面を含む仮想球面の内部に位置し」ていることについて

・・・（略）・・・したがって、甲1に記載されたシュー10のフランジ部10bは、ピストン6の半球凹状の摺接面6bを含む仮想球面の内部に位置すると認めることができない。』

『ウ「筒状部の径を上記ピストンにおける摺動面の開口部の径よりも小径」とすることについて

・・・（略）・・・、シュー10の半球状凸曲面10dの幅が（筒状部の幅といえるかは措くとしても）フランジ部10bの径より小さく、ピストンの摺動面の開口部が半球形状であることが周知であるからといて、シュー10の半球状凸曲面10dの幅がピストン6の摺接面6bの開口部の径より小径であるということとはできない。』

〔検討〕

甲1の明細書には「筒状部」との記載はないものの、図2には半球形凸曲面10dの下端に上下方向に延びて筒状に見える部分が記載されており、原告は「筒状部」が存在することは明らかであると主張した。

また、審決においても、甲1には「筒状部」が記載されていないものの、半球状凸曲面10dの下端が「図中概ね上下方向の線分」として示されているから、「筒状部」を設けることは当業者であれば容易であると判断された。

一方、本判決では、「特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。」と述べたうえで、「甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。」として、甲1には、「筒状部」についての記載は存在しないし、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果から見ても、「筒状部」の存在が想定されていると認めることはできないと判断した。

《実務上の指針》

実務上、新規性及び進歩性の判断において、引用文献である公開特許公報の図面にのみ記載された事項を根拠として引用発明の認定が行なわれる場合がある。

この場合、本判決を参考に、引用発明の課題、解決手段及び作用効果も考慮のうえ、相違点に係る発明特定事項がその引用文献に記載されているといえるか否か検討すべきである。

以上